

協会だより

No.3

平成23年5月発行

なごり



長野電鉄 屋代線 信濃川田駅付近

写真提供 長野電鉄株

(財)長野県社会保険協会

年に1度の大切な届書

算定基礎届

9月1日から新たな標準報酬月額に

毎年、被保険者が実際受けている報酬と現在の標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、その年の4月、5月、6月に受けた報酬に基づいて、新しい標準報酬月額が決めなおされます。これを「定時決定」といいます。

7月1日現在の全被保険者について、「算定基礎届」「算定基礎届総括表」「総括表附表」他必要な書類を作成し、指定された提出方法で提出します。

算定基礎届事務の流れ

算定基礎届の対象月

4月

算定基礎届の準備

出勤簿、賃金台帳などの整理をお願いします。

5月

届書や通知が送付されます

6月上旬に、被保険者名を印字した算定基礎届や、記入例、提出時調査の連絡（対象の事業所のみ）、返信用封筒（提出時調査をしない事業所）などが送付されます。

6月

説明会に出席

算定基礎届の記載方法や、労働保険の年度更新に関する説明を行いますので、事務担当者のご出席をお願いします。説明会の日程等詳細については、年金事務所から5月20日に送付される「日本年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

7月

算定基礎届の提出月です！

提出時調査対象事業所は、調査会場で提出します。
提出時調査対象事業所以外の事業所は、7月11日までに返信用封筒で、長野事務センターへ送付してください。

8月

9月

新しい標準報酬月額が決定

決定された標準報酬月額が9月1日より（10月に告知する9月分保険料から）適用となります。「標準報酬月額決定通知書」が送付されますので、新しい標準報酬月額を被保険者（従業員）のみなさまへ通知いただきますようお願いいたします。

定時決定と随時改定

毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額は、昇給や給与体系の変更等により報酬の額に大幅な変動があったときは実態とかけ離れてしまうため、定時決定を待たずに随時に標準報酬の変更を行います。これを、「定時決定」に対して「随時改定」といいます。

また、「定時決定」は「算定基礎届」で届けるのに対し、「随時改定」は「月額変更届」を届け出ます。

月額変更届

次の3条件すべてに該当するときは月額変更届の提出が必要です。月額変更届による随時改定が行われると、変動した月から4カ月目に新しい標準報酬月額に改定されます。

- 1 昇給・降給等固定的賃金に変動があったとき。
- 2 変動月以降引き続く3カ月とも、給与支払の基礎となった日数（基礎日数）が17日以上するとき。
- 3 変動月以降引き続く3カ月の報酬の平均額に相当する標準報酬月額と、従前の標準報酬月額に2等級以上の差があるとき。

算定基礎届と月額変更届

7月の随時改定（4月、5月、6月の平均を基に7月1日付で月額変更することを言います。）、8月の随時改定、9月の随時改定は、算定基礎届に優先します。

短時間就労者の定時決定と随時改定

短時間就労者の定時決定は、①4月、5月、6月のうち支払基礎日数が17日以上を平均する。②3カ月とも支払基礎日数が17日未満のときは15日以上を平均する③3カ月ともに支払基礎日数が15日未満のときは従前の標準報酬月額。となります。

この支払基礎日数の扱いは定時決定の特例のため、随時改定のときは本来どおり、引き続く3カ月のいずれの月においても支払い基礎日数が17日以上であることが必要です。

年金の保険料の動き

- 1 国民年金保険料は、2年前の物価や賃金を参考に毎年度改定されます。平成23年4月分からは、初めて前年度を下回り15,020円となりました。
- 2 厚生年金の一般保険料率は、毎年9月に3.54/1000ずつ引き上げられ平成29年9月以降は183/1000で固定されることになっています。23年9月分保険料からは、164.12/1000に変更されます。

1年に1度は健診を受けましょう

平成23年度の協会けんぽの健診が始まりました

定期的に健診を受けて身体の状態を把握することは、健康づくりの第一歩です。

生活習慣を見直すチャンスとして、ぜひ協会けんぽの健診をご活用ください。



加入者ご本人（被保険者）の健診 生活習慣病予防健診

一般健診

対象となる方	35歳～74歳の方 (今年度中に75歳になる方は誕生日の前日までにお受けください)
健診項目	●診察等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査 ●便潜血反応検査 ●血液検査 ●心電図検査 ●胸部レントゲン検査 ●胃部レントゲン検査
自己負担	最高 6,843円

子宮がん検診（単独受診）

対象となる方	20歳～38歳の 偶数年齢女性
健診項目	●問診 ●細胞診
自己負担	最高 630円



一般健診に追加して受けられる健診

付加健診

対象となる方	40歳の方、50歳の方
健診項目	●尿沈渣顕微鏡検査 ●血液学的検査（血小板数、末梢血液像） ●生化学的検査（総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アマラーゼ、LDH） ●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査
自己負担	最高 4,583円

乳がん・子宮がん検診

対象となる方	①40歳～74歳の偶数年齢の女性 ②36歳、38歳の女性は子宮がん検診のみ追加できます
健診項目	乳がん： ●問診 ●視診 ●触診 ●乳房エックス線検査 子宮がん： ●問診 ●細胞診
自己負担（年齢等によって異なります）	最高 2,240円

*乳がん・子宮がん検診のどちらかのみ受診も可能です

肝炎ウイルス検査

対象となる方	一般健診を受診する方で検査を希望する方 *過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません
健診項目	●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査
自己負担	最高 595円

受診手続きの流れ

健診機関に申し込み
県内85の健診機関で受けられます。ご希望の健診機関にお電話等で予約してください。

協会けんぽに申し込み
3月末にお送りした申込書に、予約の内容を記入し、協会けんぽに郵送してください。

予約日に受診
健診当日は保険証が必要です。健診機関から届く案内にしたがって受診してください。

加入者ご家族（被扶養者）の健診 特定健康診査（特定健診）

- 加入者ご家族（被扶養者）の健診は、40歳以上の方が対象です。
- 県内約800の健診機関で受診できるほか、公民館・保健センター等で開催する健診を利用することもできます。
- 特定健診の受診には「受診券」が必要です。4月中旬に事業主様あて対象の方の「受診券」をお送りしていますので、加入者ご本人（被保険者）を通して配付をお願いいたします。

扶養家族の解除の届け出はお早めに!

年度初めは就職等により健康保険の扶養から外れる家族の方が多い時期ですが、被扶養者の解除のお届けはお済みでしょうか? 医療費や高齢者への支援金の適正化のために、扶養から外れる方がいらっしゃる場合には、速やかにお届けいただきますようお願いいたします。

! ご家族にこのような方がいらっしゃる時は扶養の資格をご確認ください



就職して会社の健康保険に加入しました

扶養の解除の手続きが必要です



給与や不動産収入等が増えました

年間収入に換算して(1カ月の収入を12倍にして)130万円(60歳以上の方は180万円)以上となる場合は扶養の解除の手続きが必要です



年金額が増えました(年金を受けられるようになりました)

年金額が1カ月15万円以上の場合は扶養の解除の手続きが必要です(年金以外に収入がある場合は合算して15万円以上)



同居から別居に変わりました

① 同居が要件の方(※1)は扶養の解除の手続きが必要です
② ①以外の方は、該当のご家族の収入より被保険者からの仕送り額が少ない場合は扶養の解除の手続きが必要です(※2)

※1 次以外の被扶養者(配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・弟妹)
※2 単身赴任による別居の場合は個別に判断します

●被扶養者の資格に関する届けは日本年金機構(長野事務センターまたは年金事務所)へ

被扶養者の認定にかかる業務は、日本年金機構においておこなっています。届出用紙(被扶養者異動届)の提出・お問い合わせは、長野事務センターまたは管轄の年金事務所へお願いいたします。

●被扶養者資格の再確認業務の延期について

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者の医療費への拠出金の適正化を目的に、定期的に被扶養者の資格を再確認させていただくこととしています。平成23年度においても5月から7月にかけて実施する予定でしたが、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震が発生したことから実施を見合わせるようになりました。実施の有無・実施する場合の実施時期等については、あらためてご連絡いたします。



なぜ被扶養者の解除の届け出が保険料抑制につながるの?

高齢者の医療費は、税金や本人の保険料と病院での窓口負担のほか、協会けんぽや健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度からの支援金や納付金でまかなわれています。

こうした協会けんぽなどからの支援金等は、原則として加入者数(被保険者と被扶養者を合わせた人数)に応じて決められます。そのため、本来被扶養者から除かれていなくてはいけない方の届け出が行われていないと、その被扶養者も支援金等の算出対象となります。

本来は必要のない支援金等が減れば保険料も抑制できることとなります。



協会けんぽ

全国健康保険協会長野支部

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1
長野朝日八十二ビル8階

代表: 被扶養者資格の再確認・保険給付……026-238-1250
健診・特定保健指導……026-238-1253
保険料率・ジェネリック医薬品……026-238-1251
レセプト・医療費のお知らせ……026-256-9091

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,91.html>

協会けんぽ 長野

検索



平成23年度 事業計画・収支予算

財団法人長野県社会保険協会は、去る3月22日に評議員会・理事会を開催し、平成23年度の事業計画案並びに収入支出予算案について、すべて承認されました。

事業計画の主な内容と収入支出予算を次のとおりご報告します。

事業計画

1、社会保険制度、同事業の普及啓発と本会事業の周知

- ・ 広報紙「協会だより」を年4回発行
- ・ 「社会保険の事務手続、協会事業の案内」冊子を作成し会員へ無料配布
- ・ 「社会保険事務担当者研修会」の開催
- ・ 「年金説明会」の開催
- ・ ホームページの活用
- ・ 社会保険制度の周知

2、保健福祉事業

- ・ プール利用補助券の配布
- ・ 健康ウォーキングの開催
- ・ 各支部事業
 - ・ 温泉施設利用補助券配布
 - ・ バスハイク
 - ・ スキーリフト・スケート利用補助券配布
 - ・ ボウリング利用補助券配布
 - ・ 球技大会



3、社会保険委員会など関係団体への助成

種事業につきましては、計画の都度、ご案内いたします

収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

財団法人長野県社会保険協会

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産利子収入	10	10	0	
特定資産利子収入	117	150	△ 33	
会費収入	69,254	71,133	△ 1,879	
受益者負担金収入	0	4,457	△ 4,457	旧科目
負担金収入	6,452	0	6,452	新科目
受取利息収入	8	34	△ 26	
雑収入	136	75	61	
事業活動収入計	75,977	75,859	118	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
広報活動事業費支出	26,378	18,944	7,434	
体育奨励事業費支出	7,635	6,623	1,012	
健康増進推進事業費支出	44,848	31,957	12,891	
普及事業費支出	17,420	6,558	10,862	
助成事業費支出	2,308	3,407	△ 1,099	
共通事業費支出	6,684	8,391	△ 1,707	
事業費支出計	105,273	75,880	29,393	
②管理費支出				
管理費支出計	27,992	31,957	△ 3,965	
事業活動支出計	133,265	107,837	25,428	
事業活動収支差額	△ 57,288	△ 31,978	△ 25,310	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
事業運営補填金積立金取崩収入	10,693	0	10,693	
公益目的事業積立金取崩収入	29,645	1,843	27,802	
投資活動収入計	40,338	1,843	38,495	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	40,338	1,843	38,495	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	△ 19,639	△ 32,766	13,127	
前期繰越収支差額	19,639	32,766	△ 13,127	
次期繰越収支差額	0	0	0	

社会保険協会のホームページをリニューアルいたしました

協会だよりや各支部事業のお知らせなど情報が満載!!
ご活用ください。


長野県社会保険協会 検索 

<http://www.shaho-nagano.or.jp>

マジックキングダムクラブ

詳細はホームページへ

財長野県社会保険協会は、マジックキングダムクラブの法人会員になっています。このため、会員事業所で働く従業員の方は、マジックキングダムクラブのメンバーになることができます。メンバーになると、東京ディズニーランド、東京ディズニーシーなどの関係施設を特別料金でご利用いただけます。



マジックキングダムクラブとは
マジックキングダムクラブは、企業や組織の福利厚生の一環として、社員の方々とその家族に東京ディズニーリゾート内のテーマパークやその関係施設を、特別料金でご利用いただけるユニークなレクリエーション組織です。

プール 平成23年度 利用補助券配布のお知らせ



財長野県社会保険協会の会員事業所の被保険者及び被扶養者により下記施設の利用補助券の配布をいたしますのでご利用ください。

◆下記の料金でご利用いただけます◆

契約施設	利用者区分	一般	高校生	シルバー	中学生・小学生	幼児
中野市民プール		無 料				
サンマリンながの		200円	無 料			
アクアプラザ上田		250円	無 料			
ラーラ松本		300円		無 料		
伊那市民プール		100円		無 料		
高遠スポーツ公園プール		無 料				
すわっこランド		100円		無料(4歳以上)		
アクアパークIIDA		300円		無料(3歳以上)		

対象外 料金が かかりません

浜茶屋の利用補助券配布は、本年度より中止させていただきます。ご了承ください。


利用期間
平成23年7月1日
～平成23年8月31日

- 申込資格** 協会会員事業所の被保険者及び被扶養者
- 配布枚数** **5,000枚** (共通利用補助券。1枚につきお一人様のみ有効)
- 申込方法** 下記申込書(コピー可)にてお申し込みください。FAX不可
*希望枚数は、事業所の規模に応じて右表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いします。
- 申込先** 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階 財団法人長野県社会保険協会 プール利用券係 宛
- 申込期限** 平成23年6月15日(水)必着
- 発送** 6月下旬に申込責任者宛に発送します。
配布枚数以上のお申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。
抽選結果につきましては、補助券の発送をもってかえさせていただきます。

事業所規模	上限枚数
1～9人	10枚
10～19人	20枚
20～49人	30枚
50～99人	50枚
100人以上	70枚

お問い合わせ TEL026-226-5240

平成23年度 プール利用補助券申込書

事業所整理記号	
事業所所在地	〒
事業所名	事業所の押印がないものは、無効とさせていただきます。 
電話番号	()
申込責任者氏名	

希望枚数 *事業所の規模に応じて 上限があります
枚
*協会使用欄(記入不要)

「協会だよりながの」は再生紙を使用しています。

発行 財団法人長野県社会保険協会 ☎026(226)5240